

横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成金交付要綱

制 定 平成 22 年 3 月 31 日 健障福第 2817 号（局長決裁）

最近改定 令和 8 年 10 月 1 日 健障自第 1170 号（局長決裁）

（目的）

- 第 1 条 この要綱は、横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業（以下「本事業」という。）の実施及び本事業に係る助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 本事業は福祉人材確保策として、当該年度の予算範囲内においてガイドヘルパー等養成研修受講料を助成することにより、横浜市内の移動支援事業所等における従事者数の増加を図り、もって障害福祉の向上を図ることを目的とする。
- 3 本助成金は横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第 139 号）第 2 条第 1 号による市長が指定する補助金等に該当するものとする。

（助成の対象となる受講料等）

- 第 2 条 助成の対象は、次に掲げる研修の受講料として第 3 条に規定する助成対象者が直接研修実施事業者に支払った額とする。
- (1) 神奈川県ガイドヘルパー養成研修事業認定要綱の規定による認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）が行う神奈川県ガイドヘルパー養成研修事業認定基準に規定するガイドヘルパー養成研修（視覚障害者ガイドヘルパー養成研修課程を除く。）
- (2) 同行援護従業者養成研修一般課程（「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年 9 月29日厚生労働省告示第 538 号）」第 1 条第 6 号に規定する同行援護従業者養成研修のうち、別表第 6 に定める内容以上のものをいう。）
- (3) 行動援護従業者養成研修（「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年 9 月29日厚生労働省告示第 538 号）」第 1 条第 7 号に規定する行動援護従業者養成研修のうち、別表第 8 に定める内容以上のものをいう。）
- (4) 都道府県知事又はその登録を受けたものが行う喀痰吸引等研修（第 1 号研修、第 2 号研修又は第 3 号研修）（「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）及び同法施行規則別表第 1 から別表第 3 までに定める内容以上のものをいう。）なお、実地研修のみも含む。
- 2 前項の受講料は必須のテキスト代、実習費、保険料及び消費税を含むものとする。

（助成対象者）

- 第 3 条 受講料の助成を受けられる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件全てに該当する者とする。
- (1) 助成申請時に横浜市民であること。
- (2) 就業日又は研修修了日のいずれか遅い日を起算日とし、同一もしくは複数の事業所において就業時期の切れ目なく通算 3 か月以上移動支援事業従業者、同行援護従業者、行動援護従業者又は認定特定行為業務従事者として就業した実績があり、修了した研修で対応可能なサービスの提供実績が 1 回以上ある者。ただし、いずれの場合も人材派遣形態を除くものとする。
- なお、就業事業所については下記のいずれかに該当するものとする。
- ア 横浜市内に所在する横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則（平成18年 9 月横浜市規則第 129 号）に基づく移動支援の事業を行うため

に地域生活支援事業者の登録をしている事業所（以下「登録事業所」という。）

イ 横浜市内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）に基づく指定同行援護事業所

ウ 横浜市内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）に基づく指定行動援護事業所

- (3) 前号の就業を申請時において継続している者
- (4) 他の助成機関等から本研修に関わる助成（本事業の助成を含む）を受けていない者
- (5) 申請書の提出日が属する年度から起算して過去2年以内に、本事業による助成を受けたことのない者
- (6) 本要綱第2条第4号に規定する喀痰吸引等研修（第3号研修）に係る助成金の交付を受けようとする場合、同一の認定特定行為業務従事者認定証の登録番号について、これまでに1回も助成を受けたことのない者
- (7) 暴力団員でないこと。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第2条第6号）に規定する暴力団員をいう。）

（助成金額）

第4条 助成対象者に対して、第2条に定める受講料（必須のテキスト代、実習費、保険料及び消費税を含み 1,000 円未満を切捨てる。ただし、25,000 円を上限とする。）を助成する。

- 2 同時に複数の研修を受講した場合、その総額を助成対象とする。ただし、助成金額は前項に定める金額とする。
- 3 前項のうち、本要綱に規定する助成申請の要件を満たさないものが含まれている場合、それにかかる費用を除いた金額を助成する。また、同時受講等による割引があった場合、対象となる研修の受講料から割引額を受講料で按分したものを引いた額を助成する。

（助成の申請）

第5条 助成対象者が助成金の交付を受けようとする場合は、横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業受講料助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 研修実施事業者への受講料支払を証明する横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業受講料支払証明書（第2号様式）
- (2) 就業先の登録事業所が発行する横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業就業証明書（第3号様式）
- (3) 研修実施事業者が発行した受講修了証明書の写し
- (4) 住民票等、横浜市民であることを証明する書類の写し

- 2 前項の提出書類に加え、本要綱第2条第4号に規定する研修に係る助成金の交付を受けようとする場合は、都道府県知事が交付した認定特定行為業務従事者認定証の写しを提出しなければならない。

（助成申請の期間）

第6条 助成対象者が助成金の交付を受けるための申請が可能な期間は、研修修了後1年以内とする。

- 2 研修修了は、受講修了証明書の日付により確認する。
- 3 災害等により第3条2号の要件を満たすことが困難であったと市長が認めた場合については、申請が可能な期間を延長することができる。

4 延長する期間は、当初申請期間の内、災害等により影響を受けたと認められる月に含まれる日数分とする。

(助成の決定)

第7条 市長は、第5条に規定する申請があったときは審査を行い、助成を行うと決定したときは、助成金額を決定し、横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業受講料助成金交付決定通知書（第4号様式）（以下「助成決定通知書」という。）により申請者に通知し、助成を行わないと決定したときは横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業受講料助成金申請却下通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

(助成金の請求)

第8条 助成対象者は、決定された助成金等を記載した横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修事業受講料助成金交付請求書（第6号様式）を作成し、市長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条に規定する請求があったときは、審査の上、助成金を交付するものとする。

(助成対象者からの情報提供など)

第10条 助成対象者は、横浜市からの技術向上支援情報等の提供を受けることを目的として、住所及び氏名等の連絡先を横浜市に情報提供するものとする。

(警察への照会)

第11条 市長は、申請者又は第9条の交付を受けた者が、第3条第6号に該当するか否かについて神奈川県警察本部長に対し確認を行う。

(決定の取消等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。

(2) 第3条第6号に該当しないとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 市長は前項の規定により取り消しをしたときは、速やかに助成対象者に横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業受講料助成金交付決定取消通知書（第7号様式）により通知するとともに、既に交付した助成金の全部を返還させることができるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 本要綱の施行の日以前に、神奈川県ガイドヘルパー養成研修事業認定要綱に基づく視覚障害者ガイドヘルパー養成研修課程の受講を修了した者が、この要綱の改正前の横浜市障害者ガイドヘルパー受講料助成金交付要綱第2条第1項の規定により助成金の交付を受けようとする場合には、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、その手続については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 本要綱の施行の日以前に、神奈川県居宅介護従業者等養成研修指定要綱に基づく同行援護従業者養成研修課程の応用課程を修了した者が、この要綱の改正前の横浜市障害者ガイドヘルパー受講料助成金交付要綱第2条第1項の規定により助成金の交付を受けようとする場合には、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、その手続については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年3月31日までに研修を修了した者で、「横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則」に基づく移動支援の事業を行うために地域生活支援事業者の登録をしている登録事業所又は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定同行援護事業所において、就業日又は研修修了日のいずれか遅い日を起算日とし、3か月以上移動支援事業従業者又は同行援護従業者として就業した実績があり、修了した研修に対応する障害種別の利用者に対するサービスの提供実績が1回以上ある者は、その事業所の所在地が横浜市内に限らなくても助成対象者となることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
(経過措置)
- 2 第６条第３項の申請期間の延長要件を満たしている者で、申請期間延長の措置を講じても本要綱施行日以前に申請期限が到来しているものについては、令和３年７月３１日までに限り申請を認める。ただし、期間延長後の申請期限到来時点で第３条２号の要件を満たしていることを条件とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。
(経過措置)
- 2 本要綱の施行の日以前に、第２条に規定する研修を修了した者で、この要綱の改正前の横浜市障害者ガイドヘルパー受講料助成金交付要綱第２条第１項の規定により助成金の交付を受けようとする場合、その手続については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和８年４月１日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和８年３月31日以前に、この要綱の改正前の第２条に規定する研修を修了し、かつ本事業による助成金の交付を受けた者が、施行日以後に喀痰吸引等研修を修了し、その研修に係る助成金の申請を行う場合においては、第３条第５号の規定にかかわらず、申請書の提出日が属する年度から起算して過去２年以内に本事業による助成を受けているときであっても、当該申請を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和８年10月１日から施行する。

横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業
受講料助成金交付申請書

(申請先)

横浜市長

横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成を受けたいので、添付書類を添えて申請します。補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月30日横浜市規則第139号)及び横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成金交付要綱を遵守します。

また、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、暴力団員でないことを確認するため、申請者欄に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

申請者	ふりがな		電話番号	
	住所	〒 - 横浜市 区	携帯番号	
	ふりがな			
	氏名			
研修機関 ※法人名を記載してください		受講修了 研修名 (該当するものに○印を記入してください)		全身性障害者ガイドヘルパー養成研修
助成金申請額				知的障害者ガイドヘルパー養成研修
※助成金申請額は、1,000円未満切り捨て、25,000円を上限とします。				同行援護従業者養成研修(一般課程)
受講料支払額				行動援護従業者養成研修
				喀痰吸引等研修(☑で記入) □1号□2号□3号(□基礎研修□実地研修)
必要添付書類	1 横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業受講料支払証明書(第2号様式) 2 横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業就業証明書(第3号様式) 3 受講修了証明書の写し 4 運転免許証や住民票等、横浜市民であることが証明できる書類の写し 5 (喀痰吸引等研修のみ)都道府県知事が交付した認定特定行為業務従事者認定証の写し			

◎申請年月日の確認(申請者本人が記入してください)

① 研修修了日: (和暦) 年 月 日 ② 就業開始日: (和暦) 年 月 日
③ ①②いずれか遅い日から3か月経過した日: (和暦) 年 月 日

※③で記入した日以前は申請できません。

◎ご注意いただきたい事項

- 申請書はボールペンなど消えないもので記入し、申請月日は、送付する日付をご記入ください。
- 訂正する場合は、修正液、修正ペンは使わず、二重線を引いてください。
- 申請者情報は、県警本部へ照会を行う際にも用いますので、戸籍や住民票等届出上のものご記入ください。
- 記入漏れ、添付漏れや郵便料金の不足がないよう確認してください。

◎ご了承くださいく事項

本申請書及び添付書類に記載された事項は、横浜市から、福祉・介護に関する研修、講座の開催の案内、及び今後の事業実施のための参考資料に使用させていただくことがあります。予めご了承ください。

年 月 日

(提出先)
横浜市長

(研修実施事業者)

所在地

法人名

役職・代表者名

横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業受講料支払証明書

次の者が、次のとおり神奈川県認定(指定)のガイドヘルパー養成研修、同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修又は喀痰吸引等研修を修了し、受講料を直接支払ったことを証明します。

受講者	住所	
	氏名	
受講修了研修名 及び受講期間		【研修名】 【期間】 (和暦) 年 月 日 から (和暦) 年 月 日
受講料支払額		円 (2種類以上同時受講の場合、受講料の内訳と割引額等も記載してください)

事務担当者:

連絡先電話番号:

年 月 日

(提出先)
横浜市長

(就業先)

所在地

法人名

役職・代表者名

横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業就業証明書

移動支援事業所
次の者を 同行援護事業所 の従業者として雇用していること(もしくは、雇用してい
行動援護事業所 たこと)を証明します。

被雇用者	住所	
	氏名	
就業先事業所	所在地	
	名称	(事業所番号)
雇用形態	☐ 常勤職員 ☐ 非常勤職員 (勤務日数: 週 日) ☐ その他 ()	
就業期間	☐ 雇用中 (雇用開始日) (和暦) 年 月 日	
	☐ 雇用していた (和暦) 年 月 日 ~ (和暦) 年 月 日	
サービス提供実績	(☐ 全身性 ☐ 知的) 障害者ガイドヘルパー / ☐ 同行援護従業者 ☐ 行動援護従業者 / ☐ 認定特定行為業務従事者 として1回以上のサービス提供実績があることを確認しました。(喀痰吸引等研修の第3号研修は認定証の対象者に限る)	

事務担当者: _____
連絡先電話番号: _____

第 年 月 日 号

様

横浜市長

横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業
受講料助成金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業受講料助成について、次のとおり決定しましたので通知します。

助成対象者	住所			
	氏名			
研修機関		受講修了 研修名		
交付決定額		円	(参考) 受講料支払額 円 ※助成額は、上記支払額から1,000円未満切り捨て、 25,000円を上限とします。	

第 年 月 号 日

様

横浜市長

横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業
受講料助成金申請却下通知書

年 月 日に申請のありました横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業受講料助成について、次の理由により却下しましたので通知します。

助成対象者	住所	
	氏名	
理由	横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成金交付要綱第 条 に該当しないため。 (【具体的事由】)	

年 月 日

横浜市長

(請求者)

住所 〒

氏名

横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業
受講料助成金交付請求書

横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成金を下記のとおり請求します。

請求金額

<振込口座>

銀行名					支店名								
(金融機関コード)					(支店番号)								
預金種別	普通	・	当座		口座番号 (右づめ)								
フリガナ													
口座名義人													

* 請求者は申請者とし、申請者本人の口座に限ります。

第 年 月 日 号

様

横浜市長 印

横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業
受講料助成金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号で交付決定しました横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成金について、次の理由により、交付決定を取り消しましたので通知します。

助成対象者	住所		
	氏名		
研修機関			
交付決定額	円	(参考) 受講料支払額	円
理由			

なお、交付済みの下記金額を返還してください。

返還請求額 (交付済額)	円
-----------------	---

* 同封の納付書により、お近くの金融機関の窓口でお支払いください。